

平成23年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成23年11月1日
沖縄県人事委員会

《本年の勧告のポイント》

月例給は引下げ・ボーナスは改定なし～平均年間給与は△1.2万円(△0.21%)

- 1 公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△668円、△0.19%)を解消するため、人事院勧告に準じて月例給を引下げ改定(平成21年以降3年連続の引下げ)
- 2 期末・勤勉手当(ボーナス)は、民間との均衡を勘案し改定なし(3年ぶりの据え置き)

1 給与勧告の基本的な考え方

- (1) 地方公務員法の趣旨に則り、人事院勧告の内容及び他の都道府県の状況並びに民間給与実態調査の結果、その他の事情を総合的に勘案し決定(地方公務員法第24条第3項)
- (2) 本県では、特例条例により管理職手当を減額する措置が実施されているが、公民比較に当たっては、当該措置が臨時の、特例的措置であることから、当該措置がないものとした場合の職員給与を用いた。

2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内326の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した132事業所を実地調査

(1) 月例給

職員給与が民間給与を1人当たり306円(0.09%)下回った。特例条例による減額措置(管理職手当△15%)がないものとした場合は、職員給与が民間給与を1人当たり668円(0.19%)上回った。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B) $(\frac{A-B}{B} \times 100)$
352,862円	減額措置後 352,556円	306円(0.09%)
	減額措置前 353,530円	△668円(△0.19%)

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

職員の支給月数(3.95月分)が民間の支給割合(3.96月分)を0.01月分下回った。

3 給与改定の内容

(1) 紹介表

公民給与の較差を解消するため、人事院勧告に準じて月例給を引下げ改定(平均改定率△0.21%、改定額△738円)

※給与構造改革における経過措置額についても、本年の紹介表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) 期末・勤勉手当(ボーナス)

①民間の年間支給割合(3.96月分)が職員の年間支給月数(3.95月)とおおむね均衡していることを勘案し改定なし

②男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し

【実施時期等】

- ・条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)
- ・本年4月からの公民較差を解消させる観点から、4月から改定の実施前までの期間に係る較差相当分を本年12月期の期末手当で制度的に調整(特例条例により管理職手当が減額され、較差相当分を現に支給されていない職員を除く)

4 特殊勤務手当・給料の調整額等

業務の実態等を精査した上で、他都道府県との均衡を考慮し、適切な見直しに努める必要がある。

5 職務給の原則の徹底

現行の級別標準職務表に適合しないまま上位の級への格付けが経過的に残っている状態は、給与制度の適正な運用に課題があることから、早急な是正が求められる。

6 経過措置額の廃止の検討

給与構造改革における経過措置額については、本県の実情を考慮しつつ、国との均衡、他都道府県の動向を踏まえ、廃止の方向で検討を進めていくことが望ましい。

7 公務運営に関する課題について

勤務環境の整備、人事評価制度の整備、多様な人材の確保及び育成、定年の引上げ等について言及した。

8 参考

(1) 勧告後の影響額（行政職給料表適用者（新卒除く）4,307人）

	勧告前	勧告後	増減額（率）	平均年齢	平均経験年数
平均給与月額	353,530円	352,792円	△738円 (△0.21%)	41.2歳	18.5年
平均年間給与	5,611,336円	5,599,455円	△11,881円 (△0.21%)		

※ 平均給与月額の増減額の内訳：給料△728円、その他△10円

(2) 行政職給料表適用者の平均年間給与額の増減額

（単位：万円、%）

	23年度		22年度	21年度	20年度	19年度	18年度	17年度	平成17年度 (給与構造改 革前)と平成 23年度勧告 後との比較
	勧告後	勧告前							
年収額 (万円)	559.9 (558.8)	561.1 (560.0)	574.6 (558.8)	581.2 (565.3)	595.3 (574.8)	610.1	618.6	615.9	
増減額 (万円)	△1.2 (△1.2)	△13.5 (1.2)	△6.6 (△6.5)	△14.1 (△9.5)	△14.8 (△35.3)	△8.5	2.7	△3.2	△56.0 (△57.1)
増減率 (%)	△0.2 (△0.2)	△2.3 (0.2)	△1.1 (△1.1)	△2.4 (△1.7)	△2.4 (△5.8)	△1.4	0.4	△0.5	△9.1 (△9.3)

※1 平成17年度以降の増減額計には、本年の勧告後の増減額を含む。

※2 () 内は、特例条例による減額後の額・率である。